

# 議員提案条例検証特別委員会

## 報告書

平成29年3月

岐阜県議会

## 【目 次】

I	委員会の取組経過	1
II	調査結果	2
1	岐阜県食品安全基本条例	4
2	岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	5
3	岐阜県食育基本条例	6
4	岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例	7
5	岐阜県文化芸術振興基本条例	8
6	岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例	9
7	岐阜県がん対策推進条例	10
8	岐阜県指定金融機関の指定に関する条例	11
9	岐阜県清流の国スポーツ推進条例	12
10	岐阜県花きの振興に関する条例	13
11	岐阜県家庭教育支援条例	14
12	岐阜県中小企業・小規模企業振興条例	15
13	岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例	16
参	考	17

# I 委員会の取組経過

当委員会は、昨年度の議会活性化改革検討委員会による、「政策提言・立案機能の一層の強化を図るため、議員提案条例の運用状況の確認を行うべきである。」との中間答申を受け、その調査のため設置されたものである。

当県議会では、平成15年12月に、はじめて議員提案による「岐阜県食品安全基本条例」が議決されて以降、これまでに計13の議員提案条例が制定されており、施行から10年以上経過している条例も複数ある。

この間にも少子高齢化が進行するなど、社会経済情勢が大きく変化する中で、改めて、議員提案条例の運用状況を確認し、検証を行うことにより、今後の議員提案条例の改廃あるいは知事への提言、さらには議員による新たな条例の提案に資することを目的に約1年にわたり調査を行ってきた。

これまでの調査では、執行機関である県より、各議員提案条例の各条文における制度、施策等の取組状況とその成果、課題等について、書面による提出を受け、さらに重点とした7条例については、担当する部局から説明を聴取したところである。そのうえで、条例の理念の下に、その実現に向けた施策が適正に執行されているかに加え、条例が現在の社会情勢等に合致しているか、条例の規定が効率的に機能し、効果を発揮しているかなどの視点から、議論及び検討を重ねてきた。

当報告書は、各委員からの意見を集約し、当委員会での調査結果として取りまとめたものである。

## Ⅱ 調査結果

### 【総括】

各議員提案条例の運用状況を確認し、検証した結果、運用の一部に改善を要する事項が見受けられたものの、おおむね適正に運用されていた。

なお、施行後間もない議員提案条例については、今後の県の取組みによる成果を期待しつつ、経過を見定めることとした。

また、「岐阜県がん対策推進条例」及び「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」の2条例については、条例制定時からの社会情勢の変化などを勘案し、条例の見直しを検討すべきとの意見があった。

県には、当報告書による調査結果を踏まえ、現在の取組みへの反映及び課題解決のための新たな施策の実施を求めるとともに、引き続き、各議員提案条例の運用においては、条例の理念の下にその実現に向けて、県民の意識や社会情勢の変化から生じる課題に的確に対応しながら、きめ細かな取組みを進めていただきたい。

### 【結果区分】

運用の改善を求めるとともに、条例の見直しを検討すべき。

＜1 条例＞

- ・岐阜県がん対策推進条例【重点】

運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。

＜4 条例＞

- ・岐阜県食品安全基本条例【重点】
- ・岐阜県食育基本条例【重点】
- ・岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例【重点】
- ・岐阜県清流の国スポーツ推進条例【重点】

□ 運用の改善の必要はないが、条例の見直しを検討すべき。

＜1 条例＞

- ・ 岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例【重点】

□ 運用の改善及び条例の見直しの必要はない。

＜3 条例＞

- ・ 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例
- ・ 岐阜県文化芸術振興基本条例【重点】
- ・ 岐阜県指定金融機関の指定に関する条例

□ 経過を見定めることとする。

＜4 条例＞

- ・ 岐阜県花きの振興に関する条例
- ・ 岐阜県家庭教育支援条例
- ・ 岐阜県中小企業・小規模企業振興条例
- ・ 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

# 1 岐阜県食品安全基本条例

(平成 16 年 4 月 1 日施行)

## 【聴取した取組みの現状と課題】

当条例に基づく施策は、現在平成 26 年度から平成 30 年度までを期間とする第 3 期「岐阜県食品安全基本計画」に基づいて実施されている。

食品偽装や農薬混入事件を受け、平成 20 年の改正により新設した自主回収報告制度による健康被害発生防止のための情報提供、安全な農作物生産のための代替技術を利用した化学合成農薬や化学肥料の削減、食品の安全性確保のための食品製造施設への施設監視や食品検査などに取り組んでいる。

課題として、消費者との信頼を確立するための食品関連事業者のコンプライアンスの徹底、児童生徒に対する食物アレルギーに関する管理・教育の充実、消費者への正しい知識の普及などが報告された。

## 【検証結果】

運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。

- 1 食品販売業者等の流通に対する監視を徹底すること
- 2 県民への食品の安全性に関する情報の開示と知識の普及を一層図ること

## 【理 由】

食品の安全性に対する県民の関心が高い状況にあるなか、昨年発生した、廃棄委託された食品が市場に出回った事案では、多くの食品卸業者が介在する複雑な流通経路によって、食品の出所が不明瞭となり、食品の安全性の確認を怠ったまま、スーパーなどで値段の安い食品として販売され、食の信頼を大きく揺るがす社会問題となった。

食品の安全性の確保には、食品販売業者にもその責務があること、また、消費者である県民が食品の安全性に関する正しい情報を得て、適切な判断をすることができる環境が重要である。

## 2 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

(平成17年4月1日施行)

### 【取組みの現状と課題】

実効性の高い計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った県行政を推進することを目的に、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件としている。

現在、議決の対象となっている計画は、県行政の全般に係る政策等の基本的な方向を定める計画のほか、県行政の各分野における政策等の基本的な方向を定める計画となっており、新たに策定される計画が議決の対象となるか否かは、毎年度当初に、会派代表者会議に諮ったうえで、議長が決定している。

### 【検証結果】

運用の改善及び条例の見直しの必要はない。

### 3 岐阜県食育基本条例

(平成 18 年 4 月 1 日施行)

#### 【聴取した取組みの現状と課題】

当条例に基づく施策は、現在平成 24 年度から平成 28 年度までを期間とする第 2 次「岐阜県食育推進基本計画」に基づいて実施されており、次期計画となる第 3 次計画を策定中である。

家庭、職場における食育として、食育学習会や企業と協働した食育活動、学校における食育として、栄養教諭の計画的な配置、給食での地場産物の活用などに取り組んでいる。また、食文化の継承のために学校給食に郷土料理を取り入れるなどしている。

課題として、家族が共に食卓を囲む共食の推進や福祉分野での行政管理栄養士等の配置などが報告された。

#### 【検証結果】

□ 運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。

- 1 高齢者に対する食育を推進すること
- 2 生産から消費までを理解するための食農教育の充実を図ること
- 3 食の大切さは、食べ物（食材）の大切さでもあることから、食品ロスの削減に対する取組みを推進すること

#### 【理 由】

高齢化が進むなか、生涯にわたる健全な心身を培い豊かな人間性を育む食育は、健康寿命の延伸にとって重要である。また、単身高齢者世帯の増加などの世帯構造の変化や生活スタイルの多様化などにより、孤食や栄養バランスの乱れ、不規則な食事などの食習慣に係る課題が見受けられる。また、食を支える根本である農業の体験等を通して、食（食材）に関する感謝の念を一層深めることも重要である。

## 4 岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例

(平成20年7月15日施行)

### 【聴取した取組みの現状と課題】

当条例に基づく事業者による森林づくりとして、「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり活動における基本的な指針」に、企業との協働による森林づくりを定義し、植栽や間伐などの森林整備活動、森林を利用した地域との交流活動を推進している。

「企業との協働による森林づくり」に関する協定を19事業者と締結しており、そのうち条例に定める森林整備計画を作成しているのは、3事業者となっている。

### 【検証結果】

運用の改善の必要はないが、条例の見直しを検討すべき。

### 【理 由】

当条例は、企業が実施する森林づくりにおいて、企業の環境保全に対する貢献を評価、顕彰することで、企業の森林づくりへの投資、参加を促すこと及び森林が吸収した二酸化炭素量を算定し、事業者の排出量から相殺できる県独自の仕組みを取り入れたものである。

当条例の制定後には、「岐阜県地球温暖化防止基本条例」により、森林の保全・整備による地球温暖化対策が規定されているほか、森林吸収源対策に関する国際的なルールの合意、新たな国際枠組みである「パリ協定」の採択などの動きがあり、森林分野における地球温暖化対策は、健全な森林整備をはじめ、持続的な森林経営、木質バイオマス利用による化石燃料の代替など多様な施策により、総合的に推進していくことが重要となっている。

また、国において「森林環境税」の創設や、市町村が主体となった森林整備等が議論されているところであり、当県においても「100年先の森林づくり」の議論を深める必要があることから、国の動向や他の条例との整合性を含め、当条例の見直しを検討すべきである。

## 5 岐阜県文化芸術振興基本条例

(平成 20 年 7 月 15 日施行)

### 【聴取した取組みの現状と課題】

当条例に基づく施策として、広く県民が文化芸術活動を行う機会の充実を図るため、県美術館の県民ギャラリーなどの貸し出しや、岐阜県美術展一般部の見直し、本県が誇る伝統文化である地歌舞伎公演、一流アーティストによる特別公演の開催などを実施している。

また、青少年の文化に触れる機会の創出のため、県有文化施設等の観覧料等の無料化、学芸講座などの教育普及活動に取り組んでいるほか、障がい者の芸術活動を通じた社会参加を促進するため、絵画や陶芸などの芸術教室の開催、ぎふ清流文化プラザでの芸術作品の展示などを行っている。

課題として、県有文化施設の老朽化、文化芸術活動の担い手の育成、岐阜県文化芸術振興基金の募金活動についての県民への周知が報告された。

### 【検証結果】

運用の改善及び条例の見直しの必要はない。

## 6 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

### 【聴取した取組みの現状と課題】

当条例に基づく施策は、現在平成 25 年度から平成 29 年度までを期間とする第 2 期「岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」に基づいて実施されている。

幼児期及び学齢期におけるむし歯予防のためのフッ化物洗口の普及、成人期における歯周病予防のための歯科受診の啓発、巡回歯科健診車などによる障がい児（者）施設等への歯科保健サービスやイベント開催による 8020 運動の推進などに取り組んでいる。

課題として、特に就労年齢層への歯科受診などの啓発、在宅歯科医療の推進、若い年齢層からの歯周病予防対策の実施、潜在する歯科衛生士等の復職支援などが報告された。

### 【検証結果】

□ 運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。

1 要介護高齢者をはじめとした高齢者の口腔ケアを推進すること

### 【理 由】

高齢化が進み介護や支援を必要とする人が増えるなか、介護の現場などでの口腔ケアの必要性が高まっている。

高齢者の口腔ケアは、老化や障がいにより、口腔機能が低下することへの予防、また、低下した口腔機能の改善、口の中を清潔にすることによる誤嚥性肺炎など様々な病気の予防など、充実した食生活だけでなく、全身の健康維持からも重要である。

## 7 岐阜県がん対策推進条例

(平成 22 年 9 月 1 日施行)

### 【聴取した取組みの現状と課題】

当条例に基づく施策は、現在平成 25 年度から平成 29 年度までを期間とする第 2 次「岐阜県がん対策推進計画」に基づいて実施されている。

がん検診受診率向上のためのイベント等における啓発、がん患者への支援のためのがん相談支援センターなどの開設、「ぎふがんねっと」等による情報提供のほか、がん医療の充実のため、がん診療連携拠点病院への財政的支援や緩和ケアの体制整備などに取り組んでいる。

課題として、がん検診受診率の向上、がんやがん患者に対する理解を深めるがん教育の推進、緩和ケアに関する専門的知識を有する医師等の育成などが報告された。

### 【検証結果】

□ 運用の改善を求めるとともに、条例の見直しを検討すべき。

- 1 企業におけるがん患者の雇用を促し、がん患者への就労支援を充実すること
- 2 がん予防のための施策を推進すること

### 【理 由】

医療の進歩によりがんと共に生きる方々が増え、治療と就労の両立など、がん患者とその家族が安心して暮らすことのできる社会の構築や、がんの発生と進行の仕組みを知り、生活習慣の改善などによりがんにかかりにくい生活を送るがん予防、ライフステージに応じたがん対策など、新たな課題に対する施策の必要性が生じている。また、国においても、昨年、適切ながん医療に加え、福祉的支援、教育的支援などがん患者の置かれている状況に応じ、必要な支援を受けられるようにすることを課題としてがん対策基本法を改正していることから、その動向やがんに関する最新の情報を踏まえ、当条例の見直しを検討すべきである。

## 8 岐阜県指定金融機関の指定に関する条例

(平成24年3月27日施行)

### 【取組みの現状と課題】

当条例により、平成25年第4回定例会における議決により、現在平成27年4月1日から平成32年3月31日までの期間の指定金融機関として、(株)大垣共立銀行を指定している。

指定金融機関の検査結果については、毎年議会に報告している。

### 【検証結果】

運用の改善及び条例の見直しの必要はない。

## 9 岐阜県清流の国スポーツ推進条例

(平成 25 年 3 月 26 日施行)

### 【聴取した取組みの現状と課題】

当条例に基づく施策は、現在平成 27 年度から平成 33 年度までを期間とする「岐阜県清流の国ぎふスポーツ推進計画」に基づいて実施されている。

県民のスポーツへの関心と参加意識の醸成のためのスポーツ大会等への「チーム清流ミナモ」の派遣、一流アスリートによるスポーツ教室の開催、運動を取り入れた健康増進についての講演会等の実施のほか、スポーツ活動の基盤となる総合型地域スポーツクラブの育成支援、競技力向上のための岐阜県独自の「育成プログラム」によるジュニアアスリートの発掘・育成などに取り組んでいる

課題として、高齢者のスポーツ等への参加・取組みの推進、青少年の体力・運動能力の向上、中学校運動部活動における指導体制の整備などが報告された。

### 【検証結果】

□ 運用の改善を求める。条例の見直しの必要はない。

- 1 教員個人の対応のみによることなく、学校と地域が連携してスポーツ活動を推進する体制を整備すること
- 2 スポーツ選手及びその指導者が地域で定期的な指導ができる環境を整備すること

### 【理 由】

中学校における運動部活動では、部活動の指導や引率にあたる教員の労働環境が問題となっており、専門的な役割を教員以外の外部指導員に求めることや総合型地域スポーツクラブ等との連携による取組みが重要である。また、競技水準の向上を図るためには、優秀な選手及び指導者を県内に残し、地域のジュニアアスリート等に対して指導するなどの

環境整備が重要である。

## 10 岐阜県花きの振興に関する条例

(平成 26 年 10 月 15 日施行)

### 【取組みの現状と課題】

当条例に基づく施策は、現在平成 28 年度から平成 32 年度までを期間とする「清流の国ぎふ花き振興計画」に基づいて実施されている。

県民の花きの効用に関する理解を深めることや花きの文化振興を図るため、商業施設等におけるイベントや花育体験教室、花かざりコンテストなどを開催しているほか、8 月 7 日の花きの日を、イベント開催や高校生がデザインしたポスターなどにより周知している。

また、社会福祉施設、医療機関等での園芸福祉、各種学校等での花壇づくりを推進している。

そのほか、県内花き生産者の栽培技術力の底上げを図るための品評会、県産花きを市場へ売り込むための商談会を開催している。

課題として、県民の花きの活用機会の創出、園芸福祉サポーターの人材確保と育成、県産花きのブランド化のための新品種の開発などが報告された。

### 【検証結果】

□ 経過を見定めることとする。

# 11 岐阜県家庭教育支援条例

(平成 26 年 12 月 22 日施行)

## 【取組みの現状】

当条例に基づき、家庭教育などを支援する体制として、県庁内の関係課を集めた連絡会議、家庭教育関係者の代表で構成する岐阜県家庭教育推進委員会、教育事務所ごとに取組みの普及・啓発を行う各地区家庭教育推進会議を設けている。

条例の制定を受け、親としての学びを支援する学習機会の提供のための在宅取組型家庭教育学級の普及や、中学生や高校生を対象とした家庭教育プログラム（次世代編）の作成、家庭教育学級リーダーの研修会の開催、県内全中学校区へのスクールカウンセラーの配置などに取り組んでいる。

また、毎月第 3 日曜日及び毎月 8 のつく日の家庭教育を实践する日の具体的な取組みとして「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進している。

課題として、家庭事情に応じたきめ細かな家庭教育支援の実施、各家庭へ家庭教育に関する情報を届ける仕組みづくりなどが報告された。

## 【検証結果】

□ 経過を見定めることとする。

## 12 岐阜県中小企業・小規模企業振興条例

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

### 【取組みの現状】

これまで、県内経済界などとの意見交換会を踏まえた「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、企業誘致、研究開発、販路開拓の 3 本柱の支援により、県内産業全体の底上げ・活性化に取り組むとともに、航空宇宙など成長 5 分野の企業集積・規模拡大や、観光産業の基幹産業化を目指し、各重要プロジェクトに取り組んできた。

条例の制定を受け、今後は、戦略のさらなる推進に向けて、条例の趣旨も踏まえつつ、2020 年に向けた行程表も盛り込む形で、平成 28 年度中の戦略改訂を目指している。

### 【検証結果】

□ 経過を見定めることとする。

# 13 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流 の国づくり条例

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

## 【取組みの現状】

これまで、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく計画として「岐阜県障がい者総合支援プラン」を策定し、障がいを理由とした差別の解消など総合的な障がい福祉施策の推進に取り組んできた。

条例の制定を受け、県内学生との「若者懇話会」を、また、障がい団体、企業関係者など幅広い層からなる「県民会議」を開催した。今後は、各意見を踏まえた取組みとともに、平成 29 年度に改定を迎える「岐阜県障がい者総合支援プラン」に反映させていくこととしている。

## 【検証結果】

□ 経過を見定めることとする。

なお、当条例が目指す共生社会の実現に向けては、障がいのある人とない人が意思疎通できるよう手話等のコミュニケーション手段の確保が不可欠であり、条例に基づく取組みに加え、県民に対しその方法や手段の普及を図るための、さらなる具体的な取組みが求められる。

## 参 考

### 【委員会の開催】

#### ◆平成28年度

開催時期		主な調査事項
第1回	5月10日	○正・副委員長の互選 ○検証の進め方について
第2回	6月29日	○議員提案条例の検証について ・岐阜県食品安全基本条例 ・岐阜県食育基本条例
第3回	10月13日	○議員提案条例の検証について ・岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例 ・岐阜県文化芸術振興基本条例 ・岐阜県清流の国スポーツ推進条例
第4回	12月14日	○議員提案条例の検証について ・岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例 ・岐阜県がん対策推進条例
第5回	3月14日	○調査報告について

※上記以外の条例については、各条文に基づく施策等について、書面による報告を求め、検証を行った。

## 【議員提案条例検証特別委員会】

委員長 足立勝利

副委員長 小川恒雄

委員

猫田孝	岩井豊太郎	玉田和浩
早川捷也	藤墳守	駒田誠
尾藤義昭	伊藤正博	渡辺嘉山
松村多美夫	村下貴夫	森正弘
平岩正光	川上哲也	伊藤秀光
野島征夫	脇坂洋二	篠田徹
松岡正人	山本勝敏	田中勝士
太田維久	野村美穂	高木貴行
酒向薫	加藤大博	高殿尚
水野吉近	国枝慎太郎	長屋光征
山田優	山田実三	布俣正也
牧村範康	広瀬修	若井敦子
伊藤英生	澄川寿之	中川裕子
恩田佳幸		